

## 質問回答

2014年6月9日

「セネガル国ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」

(公示日：2014年5月28日／番号：140363) について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.4「第2(3)適当な地形図の入手が不可能な地域の扱い」に関して	都市計画マスタープラン策定用の、1/20000の簡易地図策定範囲は、詳細地図の無い、ピキン県のMbaw以東の約628km <sup>2</sup> のみではなく、1/2000地形図整備済み範囲：190km <sup>2</sup> ＋ピキン県のMbaw以東：約628km <sup>2</sup> =818km <sup>2</sup> (約820km <sup>2</sup> )という理解(都市計画マスタープラン策定対象地域全域が簡易地図作成対象範囲となる)でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	P.5「第2(6)都市計画マスタープランにおける都市インフラ整備計画」	最後の行で、都市インフラ整備関連で特に留意する事項は下記の通りであると記載されておりますが、該当箇所が見当たりません。	誤記であるため「都市インフラ整備関連で特に留意する事項は下記のとおりである。」は削除とさせていただきます。
3	P.18「第3業務実施上の条件、(2)業務従事者の構成分野(案)」では、15)水利/水文(4号)とポジション名が記載されています。一方、RDのAppendix2 Main Points Discussedの2頁目では、13)Hydrology and Hydraulicsとポジション名が記載されています。	RDに従えば、水理/水文が正しいかと存じますが、ポジション名につきご確認いただければ幸いです。	ご指摘のとおり誤記です。「水理/水文」に修正させていただきます。
4	記載なし	調査団員及び雇用員の執務に十分なスペースを伴ったプロジェクト事務所はカウンターパートから提供されるのでしょうか。提供されない場合は別見積もりに含めることは可能でしょうか。	執務スペースについてはカウンターパートから提供されます。

以上